

令和3年8月20日

保護者様

大津市教育委員会事務局  
学校教育課長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に関する対応について（お願い）

平素より、本市学校教育にご理解・ご協力いただきありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、滋賀県において「まん延防止等重点措置」が適用されています。つきましては、学校における感染拡大防止のため、下記の点につきまして、改めてご理解、ご対応いただきますようお願いいたします。

記

1. お子様の健康管理について

- ・ 登校の際には、検温や風邪症状の確認を行い、健康観察カードを学校に提出してください。発熱等の風邪の症状がみられる場合は、登校を控え、無理をせず自宅で休養させてください。また、かかりつけの医療機関等に電話等で相談し、その指示に従ってください。併せて、学校へ連絡をお願いします。
- ・ 同居の家族に、発熱や風邪症状が見られる場合についても、登校を控えるようお願いいたします。
- ・ 登校後に発熱等の症状がみられた場合は、学校で様子を見て休ませることはできませんので、ご家庭に連絡させていただきます。その際は、できるだけ早めに迎えに来ていただきますようお願いいたします。

2. PCR検査等の検査を受けられる場合の対応について

- ・ 次のいずれかに該当する場合は、感染拡大防止および学校での対応を迅速にするためにも、速やかに学校へ連絡をしてください。
  - (1) 児童生徒がPCR検査等を受検する（受検した）場合
  - (2) 児童生徒の同居の家族がPCR検査等を受検する（受検した）場合
  - (3) 児童生徒または同居の家族の感染が判明した場合
  - (4) 児童生徒が濃厚接触者に特定された場合

3. 児童生徒及び教職員の感染が判明した場合の対応について

- ・ 感染拡大を防止するため以下の対応をします。
  - (1) 感染者が判明したことについて、学校から保護者の皆様にメール配信等を活用し、お知らせします。
  - (2) 臨時休校の措置をとらない場合であっても、上記(1)のお知らせをします。
  - (3) できるだけ早期にお知らせするため、メール配信が深夜に及ぶ場合がありますが、ご理解をお願いします。